

## 職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

### 1 生徒との私的な SNS のやり取り等について

- (1) 職員 早良区 市立中学校 教諭 (20代)
- (2) 処分の内容 停職3月
- (3) 処分事由

当該職員は、勤務校の令和4年度卒業生の女子生徒4名と令和5年3月から最長で令和7年8月まで私的な SNS のやり取りを行った。やり取りを行うにあたり、上記生徒4名に対して保護者や教員等に口外しないよう口止めした上で連絡先の交換を持ちかけ、うち生徒1名については、学校が把握する電話番号を無断で入手した。

また、令和6年1月、当時中学3年生の女子生徒に連絡先の交換を持ちかけたことで、管理職及び教育委員会から指導を受けた際、上記生徒4名とのやり取りを隠して継続した。さらに、令和7年6月には上記生徒4名のうち生徒1名とのやり取りが発覚したが、その他の生徒3名とのやり取りを行った事実を隠して虚偽の報告を繰り返した。

- (4) 管理監督者への措置

部下職員に対する指導監督が不十分であったとして、所属校の校長に対し「文書訓戒」を行った。

### 2 交通事故について

- (1) 職員 (当時) 博多区 市立小学校 教諭 (30代)
- (2) 処分の内容 減給 (10分の1) 3月
- (3) 処分事由

当該職員は、令和7年4月15日 (火) 午前7時7分頃、自家用車を運転し出勤中、対向車両の有無及び安全確認が不十分のまま、信号機のない交差点を時速約21ないし25kmで右折進行した際に、対向直進してきた被害者運転の普通自動二輪車に気付かず、衝突の危険を感じさせて急制動の措置をとらせ、同人を転倒させ、後遺症を伴う加療約1年間を要する傷害を負わせた。

これにより、令和7年12月に起訴され、令和8年3月、禁錮1年2月、執行猶予3年の判決を受けた。

#### 【問い合わせ先】

服務指導課長 重村、服務指導係長 今村・井手  
電話：711-4813 (内線：3664)